平成２４年（フ）第１２号
青森県むつ市金曲３丁目14番72号、住民票上の住所青森県むつ市大字奥内字金谷沢14番地２
破産者　北上　秋好
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
青森県八戸市長者２丁目１番31号　コーポ夏川２号
破産者　松坂千代美
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
仙台市宮城野区福室２丁目８番17―903号、開始決定時の住所仙台市宮城野区福室２丁目８番17―705号
破産者　菊池　　要
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
茨城県古河市諸川671番地１　メゾンフォンテーヌＡ102、前住所茨城県古河市諸川1182番地１　ソレイユＢ―202
破産者　海老沼　修
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２６０号
茨城県古河市古河143番地３　クレイン古河ハイツ301号、前住所茨城県古河市本町２丁目１番33号
破産者　永島　豊文
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２３６７号
横浜市青葉区大場町273番地１　カネタパールハイツ301
破産者　丸山　孝司
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５４１号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン７―１号棟505号
破産者　藤森有美子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４０号
横浜市泉区上飯田町2048番地の７
破産者　小曲　　昇
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１号
富山市高木1866番地１シャロン呉羽105号、開始決定時の住所富山市布目1515番地５
破産者　松井　　隆
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３１号
静岡市清水区大内116番地の４
破産者　酒井ちづ枝
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０４号
高知市旭町１丁目55番地　パゴダテラス803
破産者　松岡　　恵
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８１号
熊本県玉名市田崎839番地46
破産者　山下　新二
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第９２号
大分県宇佐市大字四日市3021番地の１市営小峰団地700棟724号
破産者　明石　大介
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３２３号
宮崎市生目台東４丁目４番地１　市営住宅193棟16号
破産者　中野ひとみ（旧姓河野）
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４６号
宮崎市桜町22番地20
破産者　軸丸ルリ子
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５６号
宮崎市月見ケ丘１丁目18番１号　プラムコーポ105号、住民票上の住所宮崎市月見ケ丘１丁目18番１号　梅村アパート105号
破産者　上戸スヤミ
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４３号
鹿児島県鹿児島市柳町８番１―305号
破産者　手塚　裕一
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
沖縄県那覇市三原１丁目15番30号　ＣＯＣＯＨＯＵＳＥ４階
破産者　土方　優子
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部